

○伊豆の国市狭あい道路拡幅整備に関する要綱

平成22年4月28日告示第65号

改正

平成23年4月26日告示第63号

平成26年6月26日告示第104号

平成28年7月27日告示第113号

令和元年10月7日告示第80号

令和3年6月4日告示第112号

伊豆の国市狭あい道路拡幅整備に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の理解と協力の下に狭あい道路の拡幅整備を推進するために必要な事項を定め、もって良好な居住環境の確保と市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に規定する市町村道(以下「市道」という。)で、幅員が4メートル未満の道路及び市長が特に狭あい道路として拡幅整備をする必要があると認める道路をいう。
- (2) 道路の後退線 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定によりみなされる幅員4メートルの道路の境界線をいう。
- (3) 道路後退用地 狭あい道路に接する敷地の一部で、当該敷地と狭あい道路との境界線と、道路の後退線との間にある土地をいう。
- (4) 隅切り用地 道路の後退線が他の道路の後退線又は幅員4メートル以上の道路の後退線と交わる箇所の角地(内角が120度未満の場合に限る。)の隅角をはさむ辺の長さ1メートル以上の二等辺三角形の土地をいう。
- (5) 拡幅整備事業 道路後退用地及び隅切り用地を測量、分筆等により明らかにし、当該用地内にある支障物件等を除却するとともに、当該用地を整地する事業をいう。
- (6) 建築主 建築基準法第2条第1項第16号に規定する建築主で、狭隘道路に接する敷地に建築物を建築しようとする者をいう。
- (7) 関係権利者 道路後退用地及び隅切り用地の所有権又はその土地に関する権利(地上権及

び賃借権をいう。)を有する者をいう。

(建築主等の責務)

第3条 建築主及び関係権利者(以下「建築主等」という。)は、狭あい道路の拡幅の必要性を理解し、道路後退用地を一般の通行の用に供するよう努めるものとする。

(助成金の交付)

第4条 市長は、拡幅整備事業を実施し、道路後退用地を市に寄附する者に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成金の交付対象項目)

第5条 拡幅整備事業における助成金の交付の対象となるものは次のとおりとする。

(1) 道路後退用地における測量調査費

(2) 次のアからオまでに掲げる工事費

ア 道路後退用地内にある支障物件の撤去等にかかる工事費

イ 道路後退用地内にある支障物件の移設(当該物件を撤去し、当該用地に隣接する土地に移設することをいう。以下同じ。)にかかる工事費

ウ 道路後退用地内にある埋設管等の敷設替えにかかる工事費

エ 道路後退用地内の整地にかかる工事費

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、別表第1により算出した額とする。ただし、助成金の合計額は、1敷地あたり100万円を上限とする。

2 前項に規定する助成金の合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

(奨励金の交付対象及び額)

第7条 市長は、拡幅整備事業を実施し、隅切り用地を市に寄附する者に対し、予算の範囲内において、奨励金として別表第2により算出した金額を交付するものとする。ただし、奨励金の合計額は、1敷地あたり30万円を上限とする。

2 前項に規定する奨励金の合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

(事前協議)

第8条 助成金及び奨励金(以下「助成金等」という。)の交付を申請しようとする者は、様式第1号による狭あい道路拡幅整備事業に関する協議申出書(以下「協議申出書」という。)に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(1) 位置図

- (2) 公図の写し
- (3) 土地登記事項証明書の写し
- (4) 対象となる支障物件の写真

2 前項の場合において、建築主が助成金等の交付を申請しようとする場合にあっては、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする日の30日前までに協議を行わなければならない。

- (1) 建築基準法第6条第1項（建築基準法第88条において準用する場合を含む。）の規定による確認申請
- (2) 建築基準法第6条の2第1項（建築基準法第88条において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出

3 前2項の規定に基づき協議を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 建築計画（建築主の場合に限る。）
- (2) 拡幅整備事業の実施計画
- (3) 支障物件の現況確認
- (4) 道路後退用地の寄附申込みの意思確認
- (5) 境界確定の有無
- (6) その他市長が必要があると認める事項

4 市長は、第1項の規定に基づく協議結果に関し、書面により通知するものとする。

（交付の申請）

第9条 助成金等の交付を受けようとする者は、様式第2号による狭あい道路拡幅整備事業費助成金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 現況配置図（縮尺250分の1の図面。道路の後退線を記載したもの）
- (2) 計画配置図（縮尺250分の1の図面。道路の後退線を記載したもの）
- (3) 様式第3号による当初申請数量計算書
- (4) 公図の写し
- (5) 境界実測図
- (6) 境界確定通知書の写し（境界が確定している場合に限る。）
- (7) 拡幅整備を行う前の現況写真
- (8) 支障物件として移設する構造物の立面図及び断面図
- (9) 測量調査費見積書（道路後退用地の境界確定及び分筆登記に要する経費に限る。）
- (10) その他市長が必要があると認める書類

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、建築基準法及び予算等に照らしてその内容を審査し、助成金等を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、その決定の内容に条件を付した場合は、その旨を書面により通知しなければならない。

(交付決定の条件)

第11条 市長は、助成金等の交付の決定の際、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 道路後退用地を市に寄附すること。

(2) 拡幅整備事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならないこと。

(3) 助成金等の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金等の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(官民境界の確定等)

第12条 助成金等の交付決定を受けた者が、道路後退用地を測量し、境界確定の協議（以下「官民境界協議」という。）により確定した境界と道路後退線との間の道路後退用地を分筆した場合、当該交付決定を受けた者は、市が別に定める境界プレート等を設置しなければならない。

2 前項の場合において、官民境界協議により道路中心線が確定したときは、交付決定を受けた者は、市長と協議の上、市が別に定める道路中心鋸を設置しなければならない。

(申請の取下げ)

第13条 助成金等の交付申請者は、第9条第2項の規定による通知を受理した場合において、交付決定の内容又は付された条件に不服があるとき、建築主等の事情により拡幅整備事業の遂行が困難となった場合は、様式第4号による助成金等交付申請取下げ届を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業内容の変更等の承認)

第14条 助成金等の交付決定を受けた者（以下「決定通知を受けた者」という。）が、拡幅整備事業の内容を変更しようとする場合で、次のいずれかの事由に該当するとき、様式第5号による狭あい道路拡幅整備事業変更承認申請書に変更内容を確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 事業量の20パーセントを超える変更をしようとするとき。
- (3) 事業費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。
- (4) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、書面により、当該申請者に通知するものとする。

(事業実績報告)

第15条 決定通知を受けた者は、拡幅整備事業が完了したときは、様式第6号による狭あい道路拡幅整備事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 出来形配置図（計画配置図に実測を記載したもの）
- (2) 様式第3号による出来型数量計算書
- (3) 支障物件として移設された構造物の立面図及び断面図
- (4) 完了写真（道路の後退状況がわかるもの）
- (5) 領収書の写し
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3に規定する産業廃棄物管理票の写し

(交付額の確定等)

第16条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合はその内容を審査し、現地調査を行い、その報告に係る拡幅整備事業の成果が決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき助成金等の額を確定し、決定通知を受けた者に通知するものとする。

2 市長は、拡幅整備事業の成果を検査した結果、不適合と認めるときは、決定通知を受けた者に対し、必要な改善指導をするものとする。

(助成金等の請求)

第17条 確定通知を受けた者が、助成金等の請求をしようとするときは、様式第7号による請求書を市長に提出しなければならない。

(助成金等の返還)

第18条 市長は、助成金等の交付決定を受けた者に不正があったとき、又は市長が不相当と認めるときは、交付決定を取り消し、又は交付した助成金等の全部若しくは一部を返還させるものとする。

る。

(適用除外)

第19条 この要綱の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為（自己の居住用のための開発行為を除く。）を行う場合
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき土地区画整理事業を施行する場合
- (3) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき宅地造成工事を施行する場合
- (4) 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を伴う場合
- (5) 国及び地方公共団体等が施行する場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がこの要綱を適用することが適当でないと認めた場合
(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成22年度から令和5年度までの分の助成金に適用する。

附 則（平成23年4月26日告示第63号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年6月26日告示第104号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年7月27日告示第113号）

- 1 この告示は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に申請書を受付しているものに係る助成金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月7日告示第80号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年6月4日告示第112号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

1 測量調査費 寄附する道路後退用地にかかる境界確定及び分筆登記に要した経費であって、次の表に定める額

区分	面積	助成金額
市街化区域	0.1㎡以上2.35㎡未満	225,000円
	2.35㎡以上2.97㎡未満	285,000円
	2.97㎡以上3.60㎡未満	345,000円
	3.60㎡以上4.22㎡未満	405,000円
	4.22㎡以上4.85㎡未満	465,000円
	4.85㎡以上	501,000円
市街化調整区域	0.1㎡以上3.76㎡未満	225,000円
	3.76㎡以上4.76㎡未満	285,000円
	4.76㎡以上5.76㎡未満	345,000円
	5.76㎡以上6.76㎡未満	405,000円
	6.76㎡以上7.76㎡未満	465,000円
	7.76㎡以上	501,000円

2 工事費

区分	対象経費	助成額
支障 物件 撤去 等工 事	ブロック塀等（ブロック2段積み以下、かつ、高さ60cm未満の塀を除く。）を除却したとき	1 mあたり3,400円
	フェンス、塀（ブロック塀等を除く。）、門扉等を除却したとき	1 mあたり2,200円
	樹木を除却したとき	高木1本あたり6,000円 中木1本あたり2,000円 低木1本あたり700円
	コンクリート構造物を除却したとき	無筋コンクリート1 m ³ あたり15,000円 有筋コンクリート1 m ³ あたり22,000円

塀等 移設 工事	安全なフェンス、塀、門扉等を 道路後退用地に隣接する土地に 移設したとき	1 mあたり10,000円
	樹木を移設したとき	高木 1 本あたり12,200円 中木 1 本あたり3,800円 低木 1 本あたり700円
埋設 管等 敷設 替工 事	水道メーター等を移設したとき	1 箇所あたり18,000円
	水道管を移設したとき	1 mあたり1,100円
	ガス管を移設したとき	1 mあたり2,200円
	下水管を移設したとき	1 mあたり2,300円
	雨水ます等を移設又は撤去処分 したとき	1 箇所あたり8,800円
	土間コンクリート（t=10cm） を打設したとき	コンクリート 1 m ² あたり2,400円
整地 費	道路後退用地内を整地したとき	整地面積 1 m ² あたり400円

備考1 ブロック塀とは、ブロック塀、石塀、レンガ塀その他これらに類する塀をいう。

2 樹木は、道路境界から50センチメートル以内に植えられ、かつ、塀の代替としての機能を有するものに限ることとし、高木は高さ2.5メートル以上、中木は高さ1メートル以上2.5メートル未満、低木は高さ1メートル未満のものをいう。

3 擁壁とは、狭あい道路と敷地との平均高低差が50センチメートル以上あるもので、土圧を受けるコンクリート造等の構造物をいう。

4 安全なブロック塀（安全な化粧ブロック塀を含む。）とは「新しいブロック塀の造り方（平成8年2月静岡県作成）」により造られるブロック塀のことをいい、安全なフェンス及び門扉等とは、金属製フェンスその他これと同等の耐震性能を有するものをいう。

5 整地とは、道路後退用地内を再生砕石等により当該用地の地盤面の高さに合わせることをいう。

別表第2（第7条関係）

区分	対象行為	金額
奨励 金	隅切り用地を市に寄附したとき	1 m ² あたり、隅切り用地の固定資産税評価額を評価対象面積で除して得た金額に7分の10を乗じて得た金額

様式第1号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

狭あい道路拡幅整備事業に関する協議申出書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住所
申出者 氏名
電話

年度において、狭あい道路拡幅整備事業を実施したいので、次のとおり関係書類を添えて協議します。

拡幅整備の対象の土地 （地番・面積）	伊豆の国市 約 m ²
道路後退用地寄附の意思	<input type="checkbox"/> 有（ 年 月ごろ寄附申込みを予定） <input type="checkbox"/> 無
隅切り用地寄附の意思	<input type="checkbox"/> 有（ 年 月ごろ寄附申込みを予定） <input type="checkbox"/> 無
道路の名称	市道 号線
土地所有者	住所
	氏名
建築計画の有無	<input type="checkbox"/> 有（ 年 月ごろ確認申請等を予定） <input type="checkbox"/> 無
境界確定の状況	<input type="checkbox"/> 境界確定済（ 年 月） <input type="checkbox"/> 境界未確定 <input type="checkbox"/> 不明
申請代行者	住所
	氏名
	電話番号
その他	

（注） 該当する□内に、レ印を打ってください。

様式第2号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

狭あい道路拡幅整備事業費助成金等交付申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住所

申請者 氏名

印

電話

年度において、狭あい道路拡幅整備事業の助成金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 拡幅整備の対象となる土地の地番及び面積

対象となる土地の地番	対象面積
伊豆の国市 番地	m ²

2 事前協議結果通知書交付年月日 年 月 日

3 助成金等交付対象項目及び交付申請額

助成金等交付対象項目	交付申請額
1 測量調査費	円
2 工事費	円
(1) 支障物件撤去等工事	円
(2) 塀等移設工事	円
(3) 埋設管等敷設替工事	円
(4) 整地費	円
3 奨励金	円
合 計	円

4 事業の予定期間

年 月 日から

年 月 日まで

様式第3号（第9条第3号関係）（第15条第2号）（用紙 日本産業規格A4横型）

当初申請（出来型）数量計算書

対象経費	助成単価	数量	金額
1 測量調査費（境界確定及び分筆登記）	別表第1の1 測量調査費のとおり	1式	円
2 工事費			円
(1) 支障物件撤去等工事			円
ブロック塀等（ブロック2段積み以下、かつ、高さ60cm未満の塀を除く。）を除却したとき	3,400円/1m	m	円
フェンス、塀（ブロック塀等を除く。）、門扉等を除却したとき	2,200円/1m	m	円
樹木を除却したとき	高木 6,000円/1本	本	円
	中木 2,000円/1本	本	円
	低木 700円/1本	本	円
コンクリート構造物を除却したとき	無筋 15,000円/1m ³	m ³	円
	有筋 22,000円/1m ³	m ³	円
(2) 塀等移設工事			円
安全なフェンス、塀、門扉等を道路後退用地に隣接する土地に移設したとき	10,000円/1m	m	円
樹木を移設したとき	高木 12,200円/1本	本	円
	中木 3,800円/1本	本	円
	低木 700円/1本	本	円
(3) 埋設管等敷設替工事			円
水道メーター等に移設したとき	18,000円/1箇所	箇所	円
水道管に移設したとき	1,100円/1m	m	円
ガス管に移設したとき	2,200円/1m	m	円
下水管に移設したとき	2,300円/1m	m	円
雨水ます等に移設又は撤去処分したとき	8,800円/1箇所	箇所	円
土間コンクリート（t=10cm）を打設したとき	2,400円/1m ²	m ²	円
(4) 整地費	400円/1m ²	m ²	円
3 奨励金	別表第2のとおり	m ²	円
合 計			円

(注)

- 1 不要な文字は抹消すること。
- 2 数量は、小数第2位を四捨五入し記入すること。

様式第4号（第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
助成金等交付申請取下げ届

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住所

届出者 氏名

印

電話

年 月 日付け 第 号により助成金等交付の決定を受けた狭あい道路拡幅整備事業を
とりやめたいので、次のとおり届け出します。

申請年月日	年 月 日
交付決定日	年 月 日付け 第 号
対象の土地	伊豆の国市 番地
取下げの理由	

様式第5号（第14条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

狭あい道路拡幅整備事業変更承認申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住所

申請者 氏名

印

電話

年 月 日付け 第 号により助成金等交付の決定を受けた狭あい道路拡幅整備事業の内容を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 助成金等対象項目

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

様式第6号（第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

狭あい道路拡幅整備事業実績報告書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住所

申請者 氏名

印

電話

年 月 日付け 第 号により助成金等交付の決定を受けた狭あい道路拡幅整備
事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第7号（第17条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け _____ 第 _____ 号により助成金等交付の確定を受けた狭あい道路拡幅整備事業の助成金等として、上記のとおり請求します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

伊豆の国市長 宛

住 所

氏 名

Ⓜ

口座振込先金融機関名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
(ふ り が な)	
口 座 名 義	